

令和3年7月31日

生徒並びに保護者の皆さま

県立西宮今津高等学校長  
松本 敏尚

「まん延防止等重点措置」が適用されることを踏まえた本校の対応について

このことについて、県教育委員会から「まん延防止等重点措置が適用されることを踏まえた県立学校の対応について」（7月30日付け）通知がありました。

ついては、本校では下記のとおり対応しますので、保護者の皆さまには、御理解、御協力をお願いいたします。

## 記

### 1 教育活動での対応（これまでと同じ）

- (1) 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を徹底したうえで、教育活動を行います。県外での活動は、原則行いません。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討します。
- (2) 感染防止対策（これまでと同じ）
  - ・ 児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状（ワクチン接種後を含む）やPCR検査を受けている場合も登校させない。
  - ・ 教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせる（特別休暇）。
  - ・ 登下校時においては、マスクを着用する。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日及び本人が息苦しさをを感じる場合は、交通機関利用時を除き感染防止をしながら着用しなくとも可とする。なお、マスクをはずした場合は会話を行わない。

### 2 部活動

生徒の心身の健康を維持する観点から、次の点を守り活動します。

- (1) 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行います。なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します。（学校は不可）
- (2) 県外での活動（全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。）は、原則行いません。ただし、既に計画済の活動を実施する際には、改めて緊急事態措置実施区域、まん延防止等重点措置実施区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域でないことを確認の上、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分に確認し実施します。

### 3 熱中症対策

環境省・気象庁などが発表する「熱中症警戒アラート」なども参考に、適切な水分補給や休憩などの熱中症対策を行います。活動中は、本人が息苦しさをを感じる時には、マスクを外す、活動内容を変更するなど、熱中症対応を優先します。

### 4 心のケアについて

お子様が心理的ストレスを強く感じる場合には担任にご相談ください。  
（キャンパスカウンセラーによるカウンセリングを受けることができます）